

第26回成田市農業委員会総会議事録

平成28年8月24日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年8月24日(水)
午後2時48分から午後3時51分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 29名

議長	根本喜久治	15番	加藤衛
1番	根本正康	16番	高木勲
2番	加瀬雅英	17番	瀧澤きみ子
3番	岩澤貞男	18番	鳥羽陽一
4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
7番	川崎貞男	23番	伊藤勝
8番	根本秀夫	24番	岡野政男
9番	小川明一	25番	朝倉けい子
10番	齊藤均	26番	佐藤芳明
11番	岩立隆	27番	石原喜久勇
12番	菅澤誠	28番	荒居和恵
13番	水野健治	29番	飯笹雄次
14番	大木清志		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 買受適格証明願について

議案第5号 平成28年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 平成28年度第2次農用地利用配分計画について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 木内悦夫

振興係長 堂本周助

農地係長 土屋祐介

主査 平山美登

主査 高木信一

(午後 2 時 4 8 分開会)

○議長 雨の関係で少し遅れましたが、ただ今の出席委員は 29 名、全員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第 26 回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、7 月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、24 番・岡野政男委員、25 番・朝倉けい子委員の両名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 買受適格証明願について

議案第 5 号 平成 28 年度第 6 次農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 平成 28 年度第 2 次農用地利用配分計画について

報告第 1 号 専決処分について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 3 号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第 4 号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案 6 件、報告 4 件でございます。

○議長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3 ページをお開き願います。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、でございます。全体で 3 件の申請がございました。①売買でございます。3 件の申請がございました。

1番、小浮にお住いの譲受人が、市原市姉崎にお住いの譲渡人が所有する小浮の田2筆、3, 649㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地に隣接した農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、多良貝にお住いの譲受人が、市川市宮久保3丁目にお住いの譲渡人が所有する多良貝の畑1筆、2, 975㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、吉岡にお住いの譲受人が、川上にお住いの譲渡人が所有する川上の畑2筆、計6, 832㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「圏央道用地として、売払いした農地の代替地として取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「会社勤務により耕作できないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 去る8月19日、午後1時から、402会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。委員8名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。

それでは、報告に入ります。議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、県道成田下総線から北側に入った、市道鉄塔下線に隣接した農地及び市道小浮

大和田線に隣接した農地で、現状は、田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、県道成田下総線の東側の、市道多良貝3号線に隣接する農地で、現状は、畑として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、県道成田小見川鹿島港線から北側に入った、グリーンウォーターパークに近い、市道多良貝川上線に隣接する農地で、現状は、畑として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、譲受人と譲渡人は親戚関係になるとのことでした。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、2番は畑を取得し、さつまいもを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕

作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

3番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番は畑を取得しさつまいもと人参を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明をさせていただきますが、圏央道に約7反歩の農地がかかったとのことでした。

なお、2番の方が認定農業者でございます。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、まず、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 5ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

1番、松崎にお住いの申請人が松崎の田、現況畑2筆、931㎡を、「公衆浴場建設に伴い、申請地を資材置場用地として、平成29年12月31日まで、一時転用したい」という申請でございます。総会資料4ページに案内図、5ページに公図の写しがございます。なお、本申請につきましては、7ページの議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、③賃借権の設定の1番と関連するものでございます。以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、県道成田安食線の南側、小橋川沿いの農地で、最近まで園芸用品の直売所が建てられていた場所の隣接地になります。現状は、一部砂利が入っており、草が生えておりました。

申請地の現況について、とても畑とは言い難いのではないかと、この意見がありましたが、申請地は以前、隣接地に牧場があり、当時、コンクリートを敷いて堆肥を作っていた経緯があり、完全に復元していないとのことで、申請人からは、違反転

用の認識が低かったことを反省し、二度と違反転用をしない旨の書面が申請書に添付されているとのことでした。また、公衆浴場が完成した後、一時転用したこの土地を駐車場として使う計画などはないのか、との質問がありましたが、一時転用の場合は、期間終了前に申請地を農地に復元することが義務付けられており、かつ、申請者からは一時転用期間の終了後、人参を作付する内容の、農地復元誓約書が提出されているとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月25日着手、平成29年12月31日完了の予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、敷地の中心部に浸透柵を設置し、勾配をつけ雨水を集水し、周囲には仮囲いを設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性について、農地の復元については、平成30年3月に人参を作付けし、同年7月に収穫する旨の誓約書が添付されています。また、転用目的、期間等、特に問題は認められません。なお、現況が砂利敷きとなっている経緯について、申請地は以前、隣接地に牧場があり、当時、コンクリートを敷いて堆肥を作っていたとのこと、コンクリートを撤去する際の残骸が放置されており、違反転用の認識が低く、以後二度と違反しない旨の書面が申請書に添付されておりました。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 6ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、前林にお住いの譲受人が、前林にお住いの譲渡人から、前林の田、現況畑1筆、317㎡を売買により取得し、「観光バス事業の拡大に伴い、申請地を譲り受け、駐車場(大型5台)拡張用地に転用したい」という申請でございます。総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

次の2番と3番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。譲受人である、中野の法人が、中野にお住いの譲渡人が所有する中野の畑1筆3,127㎡と、同じく中野にお住いの譲渡人が所有する中野の畑2筆、1,872㎡、合計4,999㎡を売買により取得し、鶏舎(3棟)及び倉庫用地に転用したいという申請でございます。総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

7ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、流山市南流山5丁目にお住いの借受人が、橋賀台2丁目にお住いの貸付人である兄が所有する、松崎の畑1筆、461㎡に使用貸借権を設定して、「専用住宅用地」に転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

③賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。1番は先ほどご説明いたしました、5ページの議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番と同一事業でございます。松崎にお住いの賃借人が、押畑にお住いの賃貸人が所有

する松崎の田、現況畑1筆、440㎡に賃借権を設定して、「公衆浴場建設に伴い、資材置場用地として、平成29年12月31日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

8ページでございます。2番、許可後の計画変更承認の申請でございます。

賃借人である所の法人が、香取市上小川にお住いの賃貸人の所有する所の田2筆、現況雑種地、2,831㎡に賃借権を設定して行っている、砂利採取用地としての一時転用期間を、平成29年11月30日まで延長したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きます、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は、譲受人が経営する、県道成田小見川鹿島港線沿いに位置するバス営業所の北側に隣接する農地で、現状は草が生えており、特に耕作はされておりました。

申請地について、今回売買される土地の中に用悪水路が含まれているが、周囲への影響はないのかとの質問がありましたが、この用悪水路については、個人名義で登記されているもので、かつ、申請地の南側を走っている県道が通った際に周囲の土地と一緒に嵩上げされ、水路としての機能はなく、周辺への影響はまったくないとのことでした。また、申請地への車両の出入りはどこから行うのか、との質問がありましたが、出入りは譲受人が現在所有している南側の土地を通過して県道へ出るとのことです。図面西側の道路、こちらは赤道になりますが、そちらは利用しないとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きます事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、平成28年4月19日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象と

なっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、駐車場、大型5台の拡張用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、10月1日着手、10月20日完了の予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、売買により取得する予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、拡張する敷地は砂利を敷き、雨水を自然浸透させる計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番について採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番と3番は関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 売買の2番と3番につきましては、申請地は、市道中野三和線の東に位置する、譲受人の経営する養鶏場の東側の農地で、一部荒れておりましたが、ほとんどは畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の2番と3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地ですが、平成28年5月31日付けで農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として用途変更がなされ、農用地利用計画において指定された用途に供するた

めに行われるものであることから、許可し得る農地に該当します。転用目的は、鶏舎3棟、及び倉庫用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、10月1日着手、平成29年12月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、雨水の建物分を調整池へ集水し、その他敷地内の雨水は、碎石敷きにして自然浸透させる計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番と3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって2番は可決されました。

次に3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって②売買の3番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、県道成田安食線から南に入った、八生公民館の斜向かいにある農地で、現状は特に耕作されておらず、草が生えておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書及び資金貸与承諾書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、10月10日着手、平成29年3月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、本申請の受付が8月8日付けで済んでおります。道路法につきましては、合併浄化槽からの排水管接続に伴う許可書が8月15日付けで交付されております。計画面積の妥当性については、進入路を除く約371㎡の敷地に、建築面積は専用住宅が65㎡、カーポートが約17㎡の計画で、指針に示す専用住宅の基準の範囲内であり妥当な計画面積であります。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、敷地がほぼ平坦であることから、整地をして芝等を張る計画で、雨水を自然浸透させます。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、県道成田安食線の南側、小橋川沿いの農地で、最近まで園芸用品の直売所が建てられていた場所の周辺になります。現状は、一部砂利が入っており、草が生えておりました。

申請地について、使用目的が4条の申請とほぼ同じ内容にもかかわらず、土地が隣り合わせておらず、広い面積で使えないので、利便性が低いのではないかと、との

質問がありましたが、建設現場をはさむ形で、資材置場が配置されているとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月25日着手、平成29年12月31日完了の予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、敷地の中心部に浸透柵を設置し、勾配をつけ雨水を集水し、周囲には仮囲いを設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性について、農地の復元については、平成30年3月に人参を作付けし、同年7月に収穫する旨の誓約書が添付されています。また、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、市道所上小川線西側の農地で、砂利採取が行われておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③賃借権の設定の2番、許可後の計画変更承認です。農地の区分については、第1種農地に該当します。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である砂利採取用地として使用中です。行政庁の許認可等の見込みについては、砂利採取計画変更認可は7月に申請書の受付が済んでおります。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。なお、計画面積の変更はありません。周辺の農地等に係る営農条件への支障について、事業は平成26年10月22日から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって②賃借権の設定の2番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、買受適格証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 9ページをお開き願います。議案第4号、買受適格証明願について、でございます。①3条でございます。1件の申請がございました。成田市の公売に参加するため、買受適格証明願があったものでございます。3条の買受適格証明願につきましては、申請人を農地法第3条の規定による許可基準により審議していただき、証明の可否を審議していただきます。また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が「最高価申込者」となり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があった場合は、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き、農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか、併せてご審議いただくものでございます。

1番、台方の田2筆、2, 776㎡について、台方にお住いの方から、成田市の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、事由は「農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料16ページに案内図がございます。以上で議案第4号、買受適格証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、申請地は、市道赤坂台方線に隣接する農地で、現状は、田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①3条について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 買受適格証明願の①3条の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号「農地のすべて

を効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから許可基準の第4号「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、1番は田を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、申請人は認定農業者ではございません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、買受適格証明願について、を採決いたします。本案について小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、平成28年度第6次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長より挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 10ページでございます。議案第5号、平成28年度第6次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により11ページのとおり、平成28年度第6次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、12

ページと13ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表（案）につきましては、14ページから17ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。1-1利用権設定でございます。まず、賃借権の設定でございます。契約期間2年のものが、3,046㎡、畑1筆1件で、詳細は14ページの1番でございます。同じく契約期間3年のものが、8,863㎡、田4筆2件、畑2筆1件で、詳細は14ページの2番から4番でございます。同じく契約期間6年のものが、4,003㎡、畑1筆1件で、詳細は15ページの5番でございます。同じく契約期間10年のものが、2万7,114㎡、田23筆2件、畑1筆1件で、詳細は15ページの6番から16ページの8番でございます。使用貸借権の設定でございます。契約期間10年のものが、294㎡、田1筆1件で、詳細は16ページの9番でございます。合計の契約面積は、4万3,320㎡、田28筆5件、2万7,340㎡、畑5筆4件、1万5,980㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積2万1,384㎡、田19筆4件、1万5,407㎡、畑2筆2件、5,977㎡。再設定が、契約面積2万1,936㎡、田9筆1件、1万1,933㎡、畑3筆2件、1万0,003㎡でございます。

13ページをお開き願います。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センターが、借り受けた農地を貸し付けするものでございます。なお、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が借り受けた農地を貸し付ける計画につきましては、次の議案第6号、平成28年度第2次農用地利用配分計画でご説明いたします。それでは転貸でございます。契約期間3年のものが、7,189㎡、田2筆1件、畑2筆1件で、詳細は17ページの1番と2番でございます。同じく契約期間6年のものが、4,003㎡、畑1筆1件で、詳細は17ページの3番でございます。同じく契約期間10年のものが、2,931㎡、畑1筆1件で、詳細は17ページの4番でございます。合計の契約面積は、1万4,123㎡、田2筆1件、1,189㎡、畑4筆3件、1万2,934㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積4,120㎡で、田2筆1件、1,189㎡、畑1筆1件、2,931㎡でございます。再設定が、契約面積1万0,003㎡で、畑3筆2件、1万0,003㎡でございます。本計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。以上で議案第5号、平成28年度第6次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わ

らせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成28年度第6次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第6号、平成28年度第2次農用地利用配分計画について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 18ページでございます。議案第6号、平成28年度第2次農用地利用配分計画について、でございます。成田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、19ページのとおり、平成28年度第2次農用地利用配分計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。今回は佐野地区におきまして、集約した農地を農地中間管理機構に貸し付けております。この貸付の部分につきましては、議案第5号、第6次農地利用集積計画(案)についてで、ご審議いただきましたが、農地中間管理機構に貸し付けた農地を、担い手に配分する計画が本議案でございます。

それでは、計画の概略につきまして、20ページの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用配分計画一覧表(案)につきましては、21ページのとおりです。それでは、20ページでございます。賃借権の設定でございます。

契約期間10年のものが、1万2,250㎡、田14筆2件で、詳細は21ページの1番と2番でございます。使用貸借権の設定でございます。契約期間10年のものが、294㎡、田1筆1件で、詳細は21ページの3番でございます。農地中間管理権設定の合計の契約面積は、1万2,544㎡、田15筆3件、1万2,544㎡で、全て新規設定でございます。以上で議案第6号、平成28年度第2次農用地利用配分計画について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長より挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第6号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、平成28年度第2次農用地利用配分計画について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 22ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告いたします。

23ページから25ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。5件の届出がございました。この届出は、相続等により農地

の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

26ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

27ページから29ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。11件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転・設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

30ページと31ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で2件、5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 32ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。2件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 33ページをお開き願います。報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①農地法施行規則第53条第14号の規定による届出、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が1件ございました。今回は携帯電話用無線基地局の建設に伴う届出で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。以上で報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告委第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 34ページから36ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より11件、②千葉地方裁判所佐倉支部より1件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会、小委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議及び報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第26回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時51分 閉会)